

第 63 回 基本計画部会 議事概要

1 日 時 平成 27 年 9 月 17 日（木）10：00 ～ 10：43

2 場 所 中央合同庁舎 4 号館 12 階共用 1208 特別会議室

3 出席者

【委員】

西村部会長、川崎委員、北村委員、西郷委員、津谷委員、中村委員、中山委員、野呂委員、廣松委員、宮川委員

【統計委員会運営規則第 3 条による出席者】

《国または地方公共団体の統計主管部課の長等》

内閣府経済社会総合研究所長、内閣府経済社会総合研究所総括政策研究官、総務省統計局統計調査部調査企画課長、財務省大臣官房総合政策課経済政策分析官、文部科学省生涯学習政策局政策課教育分析官、厚生労働省大臣官房統計情報部長、農林水産省大臣官房統計部長、経済産業省大臣官房調査統計グループ長、国土交通省総合政策局情報政策課長、日本銀行調査統計局参事役、東京都総務局統計部長

【事務局等】

杉原内閣府大臣官房審議官、伊藤内閣府大臣官房統計委員会担当室長、上田内閣府大臣官房統計委員会担当室参事官、田家総務省政策統括官（統計基準担当）、吉牟田総務省政策統括官付統計企画管理官、澤村総務省政策統括官付統計審査官

4 議 事

- (1) 平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）について
- (2) その他

5 議事概要

- (1) 平成 26 年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（第Ⅱ期基本計画関連分）について

審議結果報告書（案）に対する委員からの修正意見について、資料 2 に基づき、項目ごとに事務局から説明が行われた後、それぞれ質疑が行われた。修正が議論された箇所の中で、具体的な修正文案を確定できなかったもの及び 21 世紀縦断調査についての法第 55 条第 3 項の規定に基づく意見については、部会長が検討し、メール等を通じて委員の了解を得るというプロセスを踏むという前提の下、部会長に修正が一任され、また、審議結果報告書の要旨及び概要の作成についても部会長に一任され、この後開催予定の統計委員会に部会長一任の前提で報告することとされた。

はじめに

「はじめに」の2行目について、「総務省」を「総務大臣」とすることについては、修正案のとおり採択された。

1 観光に関する統計の整備について

11ページの(1)(i)において、結論を実質的に1年延期したことの理由を記載する必要があるとの意見については、修正案のとおり採択された。

12ページの(3)今後の施策の方向性についての基本的な考え方において TSA について触れた方がよいという意見については、当該事項に関する観光庁の説明が短かったこと、委員間の議論もなかったこと、他の課題とのバランスから変更は困難であることから、原案のとおりとすることで了承された。

12ページの(3)今後の施策の方向性についての基本的な考え方の2段落目で、「ICT等の技術面の急速な変化」とあるが、政府のほかの文書では「ICT」と「IT」のどちらを使っているのかを確認の上、平仄を合わせるべきとの意見があった。これについては、部会長に一任し、確認の上、ほかの文書に合わせるということで採択された。

3 21世紀出生児縦断調査について

14ページの(2)の5行目「過去に遡った調査も可能」の意味が分かりにくいので修正が必要ではないかという意見については、部会長一任で修正することで採択された。

21世紀出生児縦断調査全体の取扱いとして、文部科学大臣及び厚生労働大臣に法55条第3項の規定に基づく意見を提出することについては、具体的な意見の文案は部会長一任ということで採択された。

主な発言は以下のとおり。

・「過去に遡った調査」というのが分かりにくいいため明確にした方がよい。

→調査の主体が文部科学省に移った場合、課外活動の様子など教育関係について今まで厚生労働省主体の調査では含まれていなかった質問事項についても過去に遡って聞くことで、文部科学省にとって有益な情報が得られる可能性があるのではないか。

・文部科学省と厚生労働省との共管調査となると従前以上に調整が必要となるが、調査対象者が15歳になる時期に共管調査とすることはタイムリーであり、このタイミングで調査実施できるよう予算の確保や実施体制の整備が重要である。この調査は一般統計調査であり、休止する場合に統計委員会に報告する必要がないため、統計委員会が重要視していることを示すべく、報告書ではなく法に基づき両大臣に意見書を提出すべき。

→賛成である。パネル調査は貴重であり、統計委員会として注視・エンカレッジするという姿勢を示すことが大事。過去の統計委員会意見とのバランスについてもおおむね取れている。

4 同一企業内の雇用形態転換数の把握について

16ページの(3)今後の施策の方向性の下から2行目において「・企業」を挿入することについては、修正案のとおり採択された。

5 国民経済計算に関する整備（生産側・分配側四半期推計の検討状況）について

17ページの5の(1)において「検討し」が重なるため、削除・修文することについては、修正案のとおり採択された。

18ページの5の(3)において「三面からのGDP推計値をそのまま公表することが適当と考える」とあるところを「このような調整に対して慎重であるべきである」とすることについては、修正案のとおり採択された。

主な発言は以下のとおり。

・三面からのGDP推計について、我が国は未経験である。公表を始めた後にユーザーから公表値が食い違うのは困るという強い意見が出る可能性や、技術の進歩により、調整する方がよいということになる可能性もある。調整する可能性も残しておいた方がよい。

7 統計リソースの確保・有効活用について

21ページの(1)の第2段落における①～④の順番については、修正案のとおり基本計画での取組の順番に合わせることで採択された。

22ページの(3)において「かつ十分」を挿入する意見と、民間事業者の活用は第I期基本計画から継続した考え方を明示した方がよいという意見があり、これらの修正案のとおり採択された。

8 公的統計の結果提供、二次利用について

23ページの(1)において、匿名データについても触れた方がよいという意見については、基本計画部会の中で直接議論していないことから、報告書では原案のままとすることで了承された。

23ページの(3)において、「各自の」と挿入する意見については、修正案のとおり採択された。

23ページの(3)において、「具体的に」と挿入する意見については、修正案のとおり採択された。

(2) その他

特になし

以上

<文責 内閣府大臣官房統計委員会担当室 速報のため事後修正の可能性あり>